

平成31年 3月20日 第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総 務 課 長 高 島 浩 介	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農業委員会事務局長 日 高 泰 明	住 民 課 長 福 島 敬 彦	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 小 野 清 人	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 矢動丸 栄 二	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 平成31年3月20日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
9	2番 大川徹也	1. 日常生活支援が望ましい方々に対する行政施策は 2. 町の行政の業務内容について 3. 農地・水・環境保全向上対策（現：多面的機能支払交付金）事業の交付金について 4. ふるさと納税の支出の透明化について

日程第2 議案審議

議案第2号 上峰町中小企業・小規模企業振興基本条例

日程第3 議案第6号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第8号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第14号 平成31年度上峰町国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第15号 平成31年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第16号 平成31年度上峰町土地取得特別会計予算

日程第9 議案第17号 平成31年度上峰町農業集落排水特別会計予算

日程第10 議案第18号 町道路線の認定について

日程第11 議案第19号 上峰町教育委員会委員の選任について

日程第12 議案第20号 上峰町教育委員会委員の選任について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

質問事項3番、農地・水・環境保全向上対策（現：多面的機能支払交付金）事業の交付金について、要旨の1番、2017年12月、大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会（会長、副会長、監事）に対して上峰町は詐欺罪で告訴する意向を示されているがその後、どうなっているか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

おはようございます。大川徹也議員御質問の質問事項3、農地・水・環境保全向上対策（現：多面的機能支払交付金）事業の交付金について、要旨1、2017年12月、大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会（会長、副会長、監事）に対して上峰町は詐欺罪で告訴する意向を示されているがその後、どうなっているのかについて答弁させていただきます。

質問要旨の協議会の対象者に誤りがありますが、答弁させていただきます。

大字堤地区農地・水・環境保全向上協議会の不正受給につきましては、鳥栖警察署へ告訴状を提出する前段で、警察で調査してから判断したいとのことで、時間を要する旨が伝えられているところでございまして、昨年8月23日に調査参考資料の提出をいたしておりますが、それ以降、現在におきましても、掲示告訴に係る捜査をされているところでございます。

この件につきましては、このように警察の手に委ねている状況でございまして、係争案件の可能性があるので、私のほうからこれ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

先ほど産業課長の御答弁では、現在、鳥栖警察署に告訴状を出していて、それを受理するかどうかの審議を今なさっていると理解してよろしいでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の件につきまして、これ以上の答弁は差し控えさせていただくところでございますが、1回目の答弁の内容としまして、そのようなところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

係争案件になるかもしれないということで、詳しい内容が言えないという御答弁でした。どこまでお話ができるか、私もわからないのでお尋ねをいたします。

今回の騒動に関しましては、私も一町民として新聞の内容を見ていた次第です。非常に心痛い話でした。告訴という行為自体が本当に大きなものだと思います。町が、その町に住む町民を告訴すると、このような事態になった経緯というのは何だったのか、それを知りたいのですが、御答弁可能でしょうか。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁は。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問ですけれども、同じことの繰り返しというふうなところで答えさせていただきます。

警察が捜査されておりまして、係争案件の可能性があるので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

内容については詳しくわかることができないようなので、私の意見を、考えを少しここで述べさせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

大川議員、あなた意見を述べられるんですか。

○2番（大川徹也君）

はい。

○議長（中山五雄君）

あったらどうぞ。

○2番（大川徹也君）

はい、ありがとうございます。

通常、何かしら過ちがあったときには、その前に指導というものがあるというのが、この世の中の、社会の常かと思っております。行政においては行政指導など事前にあるものかと思っております。

今回、実は質問でそれらの経緯についてお伺いをしたかったです。誰でもミスは犯すと思います。しかし、許されるミスと、そうじゃないミスというのもあるというの承知しております。今回、この団体役員を告訴するに当たって、そのような斟酌については十分なされたのか、本当にそこが気にかかる場所でした。

私たちが本当にミスを許さないような、細かいミスを許さないような状態になるときに、本当にがちがちの組織になってしまうんじゃないかって思います。そういったことが気にかかっていたので私は質問をしたかったのですが、内容がこれ以上できないので、質問できないので、この件に関しましては、これで質問を終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

はい、次に進みます。

要旨の2番、同地区への農地・水・環境保全向上対策に対する支援の考え方は、執行部の

答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川徹也議員御質問の質問事項3、農地・水・環境保全対策（現：多面的機能支払交付金）事業の交付金について、要旨2、同地区への農地・水・環境保全対策に対する支援の考え方はについて答弁させていただきます。

大字堤地区の農地保全の支援につきましては、生産基盤であり、生活基盤であります農地畦畔や道路、水路、ため池等につきまして、要望等を把握するところで協議しながら関係する各種補助金や制度の活動を十分検討しまして支援していくところと考えております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今、課長の御答弁にありましたように、日々、毎日の生活、日々の生活の中でこういう自然のものというのは、誰が育てなくても、もう草は勝手に育っていったり、大きな風や雨があるときには、土石流がたまったりと、いろいろするもので、本当に手入れが必要というのはよく理解できるつもりです。

今回、その支援の方法について、どういうお考えを持っているかというのを聞いたかったんですが、先般、昨年の9月の議会だったかと思います。議会だよりで見る分でしかわかりませんが、同僚議員も質問しておりました。平成30年度の補正予算に上がっているのを私も確認をしましたが、同地区に対して農業振興費6,175千円が町の単費、単独費用として交付されています。

ちなみにこれは何年分でしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところの農業支援のところの金額について先ほど申し上げられたところでございます、それにつきまして何年度分かというふうなところの御質問だったと思います。議員ごらんになりました昨年度の、まだ今年度ですけれど、今年度の補正予算で計上させておりますところの額につきましては、今年度に対するところの農業支援のお金の金額でございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

この農業振興費の同地区に対する交付ですけれども、現在、この大字堤地区には、多面的機能支払い交付金に関する、以前から言われていた、いわゆる農地・水・環境保全向上活動協議会というものは、現在も存在するのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の農業振興費として計上しておりましたところで、この多面的機能支払い交付金の母体となる団体について、今、存在するののかというふうなところで答弁させていただきます。

ます。

この、昨年つけておりました農業振興費、議員御質問のところでは、町単独のところの、単独予算によります補助金としておりまして、支払いの方法、補助金の該当につきましては、この多面的機能支払いの業務、仕事の内容についての補助というふうなところで組み立てて、町単独について交付しているところでありまして、この町単独予算におきますこの交付団体としての同じ、この多面的機能の支払いを行っている団体についてはもちろん、この補助金の交付に際しまして設立され、今活動されているところです。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今、課長の御答弁の中から私が理解するには前協議会が解散して、新しい協議会が発足したので、そこに対して交付金を、補助金を支出したと考えてよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

新協議会の設立が、解散が前提とはなっておりませんで、解散は解散の手続が必要になるものと理解をしております。

私どもは協議会が地区の会計等の、地域の皆さん方の可視化がされ、見える化がされる環境で組成していただきたいということを申し上げているつもりでございましたので、そういったところにしっかりと目を配りながら、新組織については組成をさせているというふうに理解をしているのみでございます。

○2番（大川徹也君）

先ほど町長の御答弁で前協議会の解散はあっていないけれども、新協議会が発足をしたので、そちらに対して交付をしているということで理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

新協議会の設立が解散を前提としたものでないと申し上げたのみでございまして、そういう解散の手続を踏まえたという知らせは私の耳に届いていないという状況でございます。

○2番（大川徹也君）

済みません、私が言葉足らずで理解しにくかった内容かもしれません。前協議会はそのまま解散はしていない状態で活動は多分休止という形になっているんでしょう。そして、新しい協議会が発足をとにかくしていると、新しい協議会がもうできているから、そこに交付をしているという理解でよかったのでしょうかというのが趣旨でした。

○町長（武廣勇平君）

そのように私は理解をしております。そして、平成30年度につきましては、議会の御了解を得た上でその交付をさせていただいているということでございます。

○2番（大川徹也君）

補助金の交付に関しては、基本、申請主義だったと理解をしていますが、この交付に関し

でも申請主義、つまり、今度の新しい団体より振興、農地・水・環境保全活動にかかわる申請が出て交付をされたという流れで理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

補助金の申請主義ということをごどのように定義されてお使いになられているかはちょっと存じませんが、基本的には地域からの要望を受けて制度をつくり、それに申請をしていただいているという流れになっていると理解をしていただければ結構かと思います。

○2番（大川徹也君）

了解いたしました。それでは、この件に関しましてはこれで質問を終わります。

次に進んでいただきたいのですが、次の質問事項の質問要旨1と2が行ったり来たりするような内容になりますので、もしよろしければ1と2を同時に同じお話をする形をさせていただいても可能でしょうか。

○議長（中山五雄君）

はい、1番、2番同時ですね。

○2番（大川徹也君）

はい。

○議長（中山五雄君）

はい、わかりました。

次へ進みます。

質問事項4、ふるさと納税の支出の透明化についてということで、要旨の1番、2番一緒にやります。執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。大川議員の質問事項4、ふるさと納税の支出の透明化について、要旨1、ふるさと納税の活用状況及び今後の制度の運用方針についてに関して答弁をいたします。

寄附の目的でありますひとづくり、まちづくり、しごとづくり、町長お任せの4つの目的に合わせ、寄附の活用を図っているところでございます。

活用状況につきましては、町のホームページでも公開をしております。

現在、国会に提出されております地方税法改正法案が可決され、法制化がなされれば、法律として施行することになりますので、粛々と対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○町長（武廣勇平君）

大川徹也議員のふるさと納税支出の透明化についてということで、2番目の項、単年度毎収支の明示をと、繰越金含めずということでございますので、お答え申し上げます。

単年度における歳入額、歳出額という単純な収支ということかと、この要旨では思いますので、決算ベースということになるかと思いますが、平成27年度寄附額は2,060,000千円、支出額940,000千円、収支1,120,000千円、平成28年度寄附額は4,570,000千円、支出額4,080,000千円、収支490,000千円、平成29年度寄附額は6,670,000千円、支出額5,470,000千円、収支12億円となります。

なお、平成30年度につきましては、未確定でございますので、御了知、御了解のほど、よろしく願いを申し上げます。

以上、大川議員の質問への答弁とさせていただきます。

○2番（大川徹也君）

課長、町長、答弁、今、お伺いをいたしまして、少しまた質問をさせていただきます。

まず、このふるさと納税の取り組みに関して、本当に敬意をもって表したいと思っております。

今回私が問いただしたかったのは、その運用についてでございます。現在、ふるさと納税の会計上の区分は一般会計に入っております。これはそこそこの自治体で一般会計に組み込むか、それとも特別会計にして中身をわかりやすくするか、そこそこの自治体でお決めで、それぞれにメリット、デメリットがあると伺っております。

今回、上峰町が一般会計、ふるさと納税を処理するに至った経緯、理由を教えてくださいましたらと思っております。

○町長（武廣勇平君）

基本的に一般会計で扱うべきものだというふうに思います。特別会計で、そもそも特会をふやすということは、この財政の総覧性を失うことにまずなります。よって、議員の皆様方からも、どの箇所にもどのような予算が歳入として入って来、それがどのように配分されているかということ俯瞰総覧できるものが一番この財政の理解につながるものと思いますし、単独で分けることによって、その総覧性を失うということが1つあると思います。

また、処理の仕方については、ちょっと言及はございませんでしたけれども、相殺して掲載するタイプと、こういうふうに全て寄附金が入って来、基金に積み上げ、そして、再度歳入に入れ込みながらその支出を見ていくという、寄附が入ってくる経緯をしっかりと予算書上、あらわすことが後年度にわたって予算書を見れば、どのようなお金の流れかということがはっきりわかるということが、より住民に近い予算書づくり、税金の使われ方をオープンに、見える化することにつながるという考え方から、どの自治体もやられているものと思っております。

特会にするか、一般会計でこのふるさと納税を扱うかが自治体の判断でできるということではあるかと思いますが、私の認識では、ほぼ一般会計で処理されている自治体が多いんじゃないかなというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

今、町長の御答弁の中で、上峰町のやりやすい方法なのかと、一般会計をするやり方が、こう思っていたんですけれども、それは一般的に言って、このふるさと納税の性格上、一般会計のほうが適しているのではないかという町長の御理解というふうに理解していいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

私自身は総覧性を失わない対応として、また、特別会計でやっている自治体が、私の認識では、確認をちょっとしますけれども、他の自治体では、そう多くないはずだということで理解をしておりますので、この形が適当だというふうに確信を得ております。

○2番（大川徹也君）

別にこれは対抗して言っているわけではないんですが、この東部地区、三養基郡で特別会計をとっている自治体が2自治体あるということでお伺いはしております。ただ、これは直接上峰町もそうしなければならないとか、そうしたほうがいいということをここで言っているわけではありません。ただ、実情のほどを今述べさせていただいております。

ふるさと納税制度、本当に上峰町はネットを見る人には大変知名度が上がっていると思います。常に寄附金額の上位にいます。数ある全国の自治体の中で、本当に人口1万人規模の特別な農産物が正直少ないです。商工物も少ないと思います。本当にこれはよく御努力された結果だと。その結果が物語っていると思います。

しかし、このふるさと納税制度に関して、これに頼ってばかりの予算というのは、今から慎重にならなければならないかと思います。というのは、総務省が、一部の自治体がかなり、いわゆる派手に返礼品を準備するものですから、いろんな通達を出して規制が強くなりました。ちょうど私が今期、この議員という任につかせていただくときに、授与式があったときにお話をくださった方からこういったことを伺いました。今あるものがずっとあると思わんでください。町民の人は、ありやなかごとなったねて、どげんすっかなというくらいでいいですけど、あなたたち議員はどげんすっかねで終わってはいけません。どげんかせんばとですと、そういう気持ちを持ってこの職に当たってくださいという訓示を受けました。それは本当に印象深く私の心に残っております。

ふるさと納税制度の性格上、毎年どれだけ収入が入るかは未知数です。ですから、予算の立て方には大変注意が必要かと思います。なぜなら、当初予算ベースで予定した額の事業は、ふるさと納税の減収で事業が行えなかったということがあってはならないからです。

現在、上峰町は翌年度の予算を組む際、直近で言えば、今、予算委員会が先般終わりましたが、この31年度の予算を組む際に、何の事業にどれだけこのふるさと納税でいただいた寄附金を当てるか予定されているのでしょうか、質問です。

○町長（武廣勇平君）

大変あの、財政に対しての心配をしていただいて大変ありがたい御意見であると思いますし、私も同意見でございます。人口が減少してきて、人口減少とともに税収が減ってくるという社会になってくる上では、やはりこれまでのストックの更新等ができないということで、統合して質を上げていく、また守備範囲を固めていくということが必要だというふうに思っております。

ふるさと納税がこの今の予算規模が大きく膨れていることから、何かイメージ的には、ふるさと納税が入っているから新規事業をさまざま行っているんじゃないかということで町民の皆様方には御理解されていると思いますが、直近で一番最新の新規事業といえば、給食費無償化ですが、これも議会の皆様方にはきちっとお伝えをかねてしてまいりましたように、ふるさと納税を当てず、こういう一時的な寄附金を当てずに、恒久的な財源として当時の財政健全化のための取り組みによって出てきた部分40,000千円相当を、もっとありましたけれども、財政再建で出てきた財源について40,000千円分を給食費に当てさせていただくということでございますので、その守備範囲というものは、しっかりと意識して事業を行っているというふうに、しっかりと正しく伝えさせていただきたいと思います。

御心配は本当に大川議員のおっしゃるとおりでございますして、私もそういう意味では、この財政状況の実相というものをしっかりと見ながら行っていく必要があるということで、ふるさと納税については、さまざまな既存事業にまずまちづくり、ひとづくり、しごとづくりに分類をさせていただきながら、実質的に寄附金をしっかりと上げていきながら、その財政に資する健全化判断比率の向上を目指して、今現在取り組んでいるところでございます。

詳しく詳細について、今年度分のまち・ひと・しごとづくりについての充用先については担当課長に答弁させます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

済みません、平成31年度当初予算におけます基金からの充当がどの程度かということなんですけれども、現状、事業を幾つか分けてございまして、事業数をずっと言っていきますとかなりの量にはなってくるかと思っておりますけれども、例えば、まちづくり事業、ひとづくり事業、しごとづくり事業というような形の分け方がございまして、全体を通しまして5億七、八千万弱ほどを充当するというような形になっております。

一端を申し上げますと、例えば、私どものほうの事業で申し上げるところであれば、例えば、防犯灯の新設、取りかえであったりとか、例えば、魅力発信事業の委託料であったり、国際交流事業とか、あるいは例えば、バスの運行事業とか、そういったものですね。寄附者に意向に沿った形で、その寄附者の意向に沿うまちづくり、ひとづくり、しごとづくりというような形での寄附の使途が合致したものに関して充当しているというようなところで御了解いただければというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

今、町長、そして担当課長の御答弁から、例えば、直近で31年度の予算を組む際に、寄附金で、納税で集まった、ふるさと納税で集まった寄附金を何に当てるか、ちゃんと予定をしているという理解でよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

多岐にわたって5億ほどの充用をしていますので、全て画一的にこうだというふうに言い切れない可能性もありますが、私の記憶する限りは、基本的には一過性のものに当てるべき性格のものと、ふるさと納税寄附金については。ただし、既存事業に当てているものについては、本来、町の一般財源でやっているところを肩代わりすることで、財調あるいは基金等の造成に変えていくことができるという判断で行っております。全ては財政健全化を目途とした守備範囲をしっかりと確定させて、ふるさと納税の性格上、大きな事業について、このランニングコストがかかっていくものについては、やはり慎重に見きわめながら新規事業として起していく必要があるということで考えてございます。

今、大川さんが言われましたように、まち・ひと・しごとに分類した形で現在、既存事業に当てているものはございます。

○2番（大川徹也君）

今、御答弁いただいたように、ぜひともこのふるさと納税の収入が少なくなったとしても、既存の大きな柱である町民が大変ありがたいと思っている、喜んでいる事業に関しては、継続ができるような、そういう予算組みのほうを改めてよろしくお願いいたします。

ちなみにですが、これはふるさと納税制度のいろんな経緯を自分なりにこう調べてみると、地方が自分たちで、簡単に言えば稼ぐ力というか、稼いでほしいというような趣旨が、そういうのも一つとして、趣旨としてあったと聞いておりますが、そうすると、その交付金というのが下がってくるとも聞いておりますが、実際に27から、今29年度、単年度収支をいただきましたが、27から29で交付金はそれ以前と比べてどのくらい減っているものでしょうか、地方交付税交付金のことです。

○町長（武廣勇平君）

交付税の交付金については影響を受けないということでございますので、ふるさと納税寄附金基金が造成されたとしても、地方交付税には全くの影響はないということでございます。

交付税が前年度の税収等に影響をしますので、企業で言うと企業税収、町税とか、そうした税収等を勘案したところで、翌年度の基準財政需要というもののもとに収入額と需要額の差を交付税で補うという制度でございますので、私ちょっと、財政課長のほうから答弁させます。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうから地方交付税の減収の要因に関して御答弁を申し上げます。

地方交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額と、その差を基本として交付されるものでございまして、自治体の基本的な運営に関する分に関して、その経費について国のほうが助成するというようなものでございます。

基準財政需要額と申し上げるのは基本的にはその自治体の規模とか人口とか、学校の数とか、いろいろございますが、そういった規模に対して一定の指数がございまして、それに乗じて算出するというような形でございます。どれだけ必要かというような部分ですね。それに対して基準財政収入額と申し上げるのは、基本的には自治体のほうが自分で賄える、例えば、税収とか、そういったものをベースにしてその算出するわけでございます。

基準財政収入額につきましては、税収、こう年度で動きますので、そこは変わってまいります。基準財政需要額に関しましては、国の算出基礎が大きく変わらない限りは、町の規模等はそんなに変わりませんので、ある程度決まった額という形になります。基準財政収入額につきましては、税収の動きがベースになりますので、その年度に、例えば、地方税のほうがかかなり好調で税収が大きかった場合、交付税のほうは下がるというような形で動いてまいりまして、ふるさと納税の寄附金が上がった、下がったによって変わるというような仕組みではございません。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

済みません、残り時間が少なくなってきましたので、少しせわしくなりますが、よろしくお願いします。

また、このふるさと納税制度は、幾ら町にお金が最終的に残るかが大事ということと、また、地元のこのふるさと納税の返礼品を地元業者が扱うということで、地元経済、地元の経済力の活性化につながることも期待されています。

上峰町の返礼品で本当に人気があるものがございます。それはもう、そういうサイトを見る方は重々御承知と思いますが、上から牛肉ですね。豚肉、ウナギ、米、これが非常によく返礼品として出されているようですが、このそれぞれの返礼品、扱っている町内業者はそれぞれ何社いるのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと詳細を把握しておりませんが、全ての業者が町内業者になっているというふうには理解をいたしております。

ウナギと肉と、豚肉ですか、ちょっとこれは委託先に確認しなきゃいけない話なので、ちょっと質問の要旨ではうかがい知れませんでした。うかがいというか、記憶に残っている限りは町内業者として11月1日、総務省が指示を全国に、指導と助言ということをもとにお知らせをした内容に沿い、町内業者として加工場を移設され、税収を落とし、雇用を生んでいるという状況でございまして、ふるさと納税の一つ、よい側面の一つじゃないかという

ふうに思います。

ですから、役場横にも鰻屋さんができましたし、こういった形で町内に活気をこう取り入れていくということは非常によいことじゃないかと思ってございます。

○2番（大川徹也君）

残り3分となりました。多分詳しい答弁は求めることができないかもしれませんが、私が今回の返礼品に関して、1つ注意をしている点があります。この返礼品に関してですが、町の業者、既存の業者、また新規で立ち上げようとする業者、意欲のある業者、本当に大事にしていきたいと思います。

今扱っている業者さんが、ずっと固定していないだろうかと、そういう心配がありました。橋下徹前大阪市長がツイッターの中で、大阪の泉佐野市、大変今、ふるさと納税で注目を浴びておりますけれども、その中のことで、こういう言葉を述べておられます。

このふるさと納税のルールは全ての自治体任せにし、景気向上税制として捉えるのが望ましいと自分は考えると。その中で返礼品選定プロセスが不透明なのが確か。返礼品にしてもraitai事業主は役所に営業攻勢をかけ、役所は絶大な権限を持つ。首長は事業主に選挙での応援を依頼する。ここは公募ルール、返礼品扱いの申し込みがあれば、役所は必ず応じる応召義務などを定めるべきと主張し、返礼品業者の選定をめぐり公平なルールづくりが必要と主張した。

この返礼品の選定をめぐっては、特定の業者がぼろもうけするふるさと納税ビジネスや、役人の息のかかった業者との癒着、選挙協力をうたった有力業者との裏取引、懐を潤した業者から役人へのキックバックなど、さまざまな疑惑、問題点も指摘されているとあります。

私が上峰町に関しては、もちろんこういったことがないということは信じておりますけれども、重々こういった構造上、こういったことが生じやすいと橋下氏は言っております。そういったところをぜひ肝に銘じられて、このふるさと納税制度を活用していただけたらと思います、これで私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

大川徹也議員の質問を全て終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

次に、進みます。

日程第2 議案第2号

○議長（中山五雄君）

日程第2．議案審議。

議案第2号 上峰町中小企業・小規模企業振興基本条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第6号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 議案審議。

議案第6号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第7号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案審議。

議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第8号

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案審議。

議案第8号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第14号

○議長（中山五雄君）

日程第6. 議案審議。

議案第14号 平成31年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

質疑ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第 7 議案第15号

○議長（中山五雄君）

日程第 7．議案審議。

議案第15号 平成31年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第 8 議案第16号

○議長（中山五雄君）

日程第 8．議案審議。

議案第16号 平成31年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第16号の質疑を集結いたします。

日程第 9 議案第17号

○議長（中山五雄君）

日程第 9．議案審議。

議案第17号 平成31年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので（発言する者あり）

○ 8 番（大川隆城君）

8 ページをお願いいたします。

8 ページの款の 2．項の 1．目の 1．事業費の中で、13節で農業集落排水事業の切通地区計画概要作成業務委託というのが上がっておりまして、機能強化ということですが、今回その切通の処理場については、機能強化、どれくらい増設といいますかね、その規模等がわかればちょっと教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員からの御質疑で規模等がわかればということでございますけれども、今回、この事業に関しましては、今から中身について、こういった内容で整備をやっていくか

ということの計画概要書を作成するための委託料でございます。今までに調査した内容に基づき、その中の施設の、ポンプとか、ああいう機械設備関係等、あと、そうですね、管路関係、マンホール関係に設置しているポンプ関係と、そういった設備関係の更新事業がメインになってくると思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第18号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第18号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第19号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第19号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第20号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第20号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前10時24分 散会